

【改めて“ヒト”と“組織”を考えるシリーズ10】

“信用”できるかどうかだけでは解決しない問題

難しい人間関係の基本的な部分を見るための『まねじめんと』

【信用できるかどうかだけでは…】

その人が“信用”できるかどうかと、実際にその人が“問題を起こすかどうか”は別問題だと考えなければならぬ事例が増えています。

たとえば、誠実さでは疑う余地がない“取引先”から“食品”を仕入れたら、その中に“不純物”が混じっていたなどということもあり得るからです。それは、信用できる取引先が、誰か別の person から受けた“被害”なのかも知れません。

【時には法律が必要な時も！】

その時『信用していたのに…』と怒っても嘆いても、問題は解決しないでしょう。時には、法律の力も借りなければ、打開策が見つからないこともあるはずです。

ところが、その時“別の問題”が顔を出します。

【しかし“契約”に不備があれば…】

それは、たとえば取引先との“契約書”が無かったり、一応契約書はあっても“市販のひな型コピー”に留まっているために、不十分な点が残っていたりするという“問題”です。

“契約”に不備があると、いかに法律でも、守ってはくれないケースもあり得るのです。

【雇用も一つの契約】

社内の“雇用契約”も同じです。特に、人材採用では“信用”できる人を選びますし、長年勤めている従業員の皆様は、当然“信用”に値する人たちですが、止むに止まれぬ事情で、結果として“問題”を起こしてしまうケースもないとは言えないのです。

そんな時、やはり“契約の不備”が問題になります。

【ただし雇用契約は特殊！】

ただし“雇用契約”の場合は、一般の取引契約とは違い、個々の契約が問題になると言うより、“社内の規則や制度”が十分かどうか、不備がないかが問題になるのです。

特に市販のコピーの就業規則では、いざという時肝心のポイントが守れないかも知れません。

【レポートを定期購読しませんか？】

そこで、もう一度“信用”と“契約”の原点に戻って、企業活動を考えるための材料を、マネジメント・レポートとしてご用意いたしました。

定期購読（有料）希望者にはレポートを毎月お送りしますので、ご遠慮なくご一報ください。



一般には“権利意識”の高まりで、世の中にトラブルが増えたと言われます。確かにそうかも知れませんが、実際には“権利意識”とは無関係に生じる事件もあるのです。

特に“信用”に頼りがちなスタイルでは、“本来なら信用できる人が窮地に立って起こすトラブル”に対処できないことがあります。たとえば…。そんなイメージを深めるための“参考事例”をご用意しました。

少数精鋭でビジネスに取り組む皆様に、現代的な“人”マネジメントの視点から、重要なニュースやノウハウをお届けする月例『経営さぷりめんとニュース』にご意見や感想をお寄せください！

行政書士・社会保険労務士へんみ事務所

TEL : 022-292-2351

FAX : 022-292-2352

URL : <http://www.henmi-adm.jp/>

わたくしたちは、“ヒト”に関する重要課題の提言を通じて、皆様方の経営をご支援申し上げます！